# 宿泊約款

適用範囲-

(第1条) 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2.当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

#### 宿泊契約の申込み-

(第2条)当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出 ていただきます。

(1) 宿泊者名

- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当 ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理 します。

### 宿泊契約の成立等-

(第3条) 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。 ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

#### 申込金の支払いを要しないこととする特約・

(第4条)前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の 支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを 求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に 応じたものとして取り扱います。

#### 宿泊契約締結の拒否

(第5条)当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反す る行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 福島県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。

# 宿泊客の契約解除権

(第6条) 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。 2.当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を、解 除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支 払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きま す。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第 1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を 解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。 3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時 刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、 その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

(第7条)当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。 (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 福島県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。

(6)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を 受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録・

(第8条) 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していた だきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に 代り得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただき ます。

## 客室の使用時間 —

(第9条) 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時ま でとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使 用することができます。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じること があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

午前11時以降 午後2時迄……室料の50%

利用規則の遵守 \_\_\_\_\_

(第10条) 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利 用規則に従っていただきます。

#### 営業時間-

(第11条) 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けのインフォメーション、各所の掲示等でご案内いたします。

フロント、キャッシャー等サービス時間: イ. 門限 なし ロ. フロントサービス 24時間

料金の支払い ―

(第12条)宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券ク レジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求し た時、フロントにおいて行っていただきます。

3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任 —

(第13条)当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの 不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテル の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2.当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 契約した客室の提供ができないときの取扱い――

(第14条)当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を 得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金 相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客 室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由のないときには補償料を支 払いません。

寄託物等の取扱い —

(第15条) 宿泊客がフロントにお頂けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2.宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロント にお預けたならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が 生じた時は、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額 の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管―

(第16条) 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2.宿泊客がチェックアウトしたのち宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れら れていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡する とともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判 明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3.前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任 は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規 定に準じるものとします。

駐車の責任-

(第17条) 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何 にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うもので はありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を 与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 宿泊客の責任一

(第18条) 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は 当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 別表第1-

宿泊料金当の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳				
		食事付料金による宿泊の場合	室料料金による宿泊の場合			
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料および食事代) ②サービス料(①×10%)	①基本宿泊料(室料) ②サービス料(①×10%)			
	追加料金	③その他の飲食料及びその他の ④サービス料(③×10%)	利用料金			
	税 金	イ. 消費税 ロ. 特別地方消費税				

## 別表第2-

違約金(第6条第2項関係)

取り消し 通知をう けた日 中し込み人数	不泊	当日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前
1~14名	50%		20%		-16.000							
15~30名	50%		20%		-	100		Care	193		1783.1	
31~100名	70	%	50%			20%		10%			1	
101名以上	70	%	50%			25%			15%		10%	

(注)1.%は。基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約 金を収受します。

3.団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊日の10日前 (その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿 泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金は いただきません。 ホテルの公共性と安全性を確保するため、当ホテルをご利用のお客さまには宿泊約款第 10条にもとづき下記の規則をお守りくださるようお願いいたします。

この規則で定められた事項をお守り願えないときは、宿泊の継続をお断りさせていただくことがあります。

記 -

- 1. 客室内で暖房用、炊事用の火器およびアイロン等はご使用にならないでください。
- 2. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさらないでください。
- 高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりなさらないでください。
- 4. ロビーおよび客室内に次のようなものをお持込みにならないでください。
  - (イ)動物、鳥類(ペット類)。※但し犬、猫はペットホテルをご利用下さい。
  - (ロ)著しく悪臭を発するもの。
  - (ハ)火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。
  - (ニ)適法に所持を許可されていない銃砲刀剣類。
- ホテル内で、とばくおよび風紀を乱すような行為、または他のお客さまに迷惑をおよぼす ような言動はなさらないでください。
- 6. 訪問客を客室にご案内なさらないでください。
- 7. 客室やロビーを事務所および展示室がわりにご使用なさらないでください。
- 8. ホテル内でお客さまに広告物を配布するような行為はなさらないでください。
- 9. ホテル外から飲食物等のご注文やお持込みはなさらないでください。
- 10. お預かりのお洗濯物やお忘れ物の保管は、ご指定のない限りご出発後1ヶ月とさせて いただきます。その後の処置につきましては法に基づいて取扱いさせていただきます。
- 11. 館内の諸設備および諸物品についてのお願い。
  - (イ)その目的以外の用途にご使用なさらないでください。
  - (ロ)ホテルの外へ持ち出きないでください。
  - (ハ)他の場所に移動したり加工したりなさらないでください。
- 12. ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないでください。
- 13. 客室は、ご宿泊以外の目的にはご使用なさらないでください。
- ホテル内および敷地内で、商業目的や他のお客さまにご迷惑をかけるような写真撮影 はかたくお断りいたします。

お願い――

1. お会計は、ご出発の際お支払いください。またはフロント会計から勘定書の提示がございましたらそのつどお支払いください。

2. 領収書は各部屋単位にご用意いたしておりますので、同室のお客さまが分割領収書 をご希望の場合はお早めにお申しつけたさい。

- 3. お支払いについてのご不審がございましたら、ご遠慮なくフロント会計におたずねください。
- 4. ゆかた、スリッパ等のままでは、一部の営業施設のご入場をおことわりすることがございます。
- 5. ご宿泊日数を変更なさる場合は、前もってホテルフロントにご連絡ください。
- 6. ご宿泊日数を延長なさる場合は、それまでのお勘定をお支払いください。
- 7. ご滞在中の現金・貴重品はフロントにお預けください。

フロントにお預けにならない場合の、現金・貴重品の紛失、盗難につきましては一切責任を 負いません。なお、貴重品・骨董品などの品物はお預かりできません。